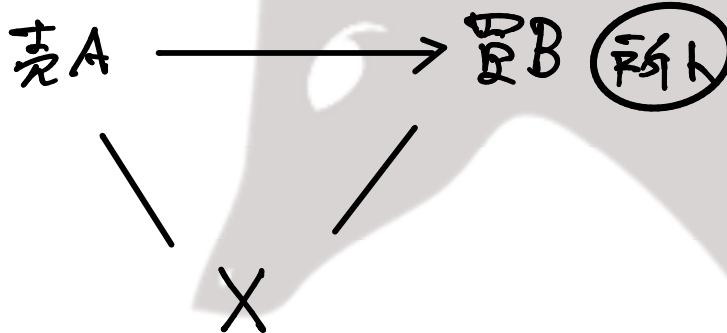


不動産登記法 代理権の不消滅 宅建 H14-15-2 <<#619>>

【問】 正誤をつけよ。

委任による登記申請の代理権は、本人の死亡によって消滅する。



【答え】 誤り

<<ポイント>> 代理権の不消滅 【★基礎必須】

登記の申請をする者の委任による代理人の権限は、次に掲げる事由によっては、消滅しない。

- 本人の死亡 (不登法 17 条 1 号)

<<まとめ>> 任意代理権の消滅事由

	死亡	破産	後見開始の審判	(解約)告知
本人	消滅※	消滅	消滅しない	消滅(解任)
代理人	消滅	消滅	消滅	消滅(辞任)

※ 登記申請の代理権は、本人の死亡によって消滅しない